

特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定書

群馬県（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県警備業協会（以下「乙」という。）は、特定家畜伝染病の発生時における防疫業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内で特定家畜伝染病が発生した時の防疫業務について、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（特定家畜伝染病の定義）

第2条 特定家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第16号）第2条で規定する家畜伝染病であり、口蹄疫、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、特定家畜伝染病が発生し、防疫措置を行う必要が生じた場合は、乙又は乙の指定する窓口協会員（以下「窓口協会員」という。）に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙及び窓口協会員は、要請があった時は、甲に対し可能な限り協力するものとする。

（業務の範囲）

第4条 特定家畜伝染病発生時における防疫業務のうち、この協定により甲が乙及び窓口協会員に協力を要請するものは、次のとおりとする。

- （1）発生農場及びその周辺における車両誘導と整理
- （2）消毒ポイントにおける車両誘導
- （3）その他、甲、乙及び窓口協会員が協議し、必要と認める作業

（業務の実施）

第5条 乙は、甲から依頼を受けたときは窓口協会員を指定し、甲に報告するものとする。

2 窓口協会員は、甲からの依頼により、防疫業務を実施するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、防疫業務の実施にあたり、窓口協会員と当該業務の実施に関する契約を取り交わすものとする。なお、防疫業務の規模が大きい場合や長期間に及ぶ場合

等、複数の窓口協会員の対応が必要となる時、甲は、防疫業務を実施する窓口協会員と個別に契約を取り交わすことができるものとする。

（経費負担）

第7条 甲は、窓口協会員が実施した防疫業務に要する経費を負担するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

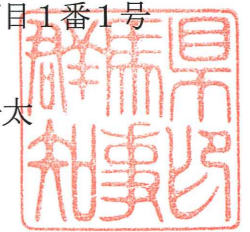
この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月27日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県

知事 山本 一太



乙 群馬県前橋市江田町80番地6

一般社団法人群馬県警備業協会

会長 山崎 松恵

